

「国連・障害者の十年」以降の障害者対策の在り方について

平成5年1月21日
中央心身障害者対策協議会

第1部 総 論

第1章 はじめに

1 「国連・障害者の十年」

1982年に開催された第37回国連総会は、12月3日、1981年の国際障害者年の趣旨をより具体的なものとするため、「障害者に関する世界行動計画」を採択した。同時に、この計画の実施を推進するため、1983年から1992年の10年間を「国連・障害者の十年」と宣言した。

2 我が国における経緯

我が国においても、国連の動きを踏まえて、昭和56年には「国際障害者年」の関連行事が行われた。また、当協議会は昭和57年1月に「国連・障害者の十年」に向けて、「『国内長期行動計画の在り方』について」と題する意見具申をまとめ、内閣総理大臣に提出した。政府の国際障害者年推進本部は、これを受けて、わが国の国内行動計画である「障害者対策に関する長期計画」を決定している。

「国連・障害者の十年」の中間年である昭和62年には、国連において実施状況の評価が行われるのに合わせて、当協議会においても「十年」の前半にお

ける施策の実施状況の評価及び後半に向けての施策のあり方を検討し、5月に「『障害者対策に関する長期計画』の実施状況の評価及び今後の重点施策について」と題する意見具申をまとめ、内閣総理大臣に提出した。政府の障害者対策推進本部においては、この意見具申を踏まえて、「『障害者対策に関する長期計画』後期重点施策」を決定している。

また、「十年」の最終年に向けて、当協議会は平成3年7月に「『国連・障害者の十年』の最終年に当たって取り組むべき重点施策について」と題する意見具申をとりまとめて内閣総理大臣に提出した。これを受けて、政府の障害者対策推進本部は「『障害者対策に関する長期計画』及びその後期重点施策の推進について」との決定を行っている。

3 最近の国際的動向

「国連・障害者の十年」は1992年末で終了したが、これに関連し、国連等で、次のような各種の作業が行われている。

(1) 1992年4月北京で行われた国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)の第48回総会において、1993年から2002年までの10年間を「アジア太平洋障害者の十年」と宣言し、アジア太平洋地域においては、更に「障害者の十年」を継続し、障害者対策の推進を図っていくこととなった。この

決議では、各国がこの10年間の国内行動計画を定めることが決議されている。

(2) 国連においても、第47回国連総会において「国連・障害者の十年」の締めくくり審議が行われた。世界行動計画と国連・障害者の十年に関する国連事務総長報告において、1993年から2002年において引き続き障害者問題に関し長期的で、段階的な国内行動計画を策定していくことを各国に勧奨している。

(3) この他、国連においては、「障害者に関する世界行動計画」、1993年の第48回国連総会を目指して策定作業が進められている「障害者の機会均等化に関する標準規則」や「2000年まで及びそれ以降障害者に関する世界行動計画を実施するための長期戦略」に基づいて、今後の障害者対策の推進を因っていくこととしている。

なお、米国においては、雇用、公共サービス、輸送、公共施設、通信の分野における障害者に対する差別を禁止するアメリカ障害者法

(Americans With Disabilities Act of 1990) が制定され注目を集めている。

4 我が国の今後の取組み

我が国において、障害者団体などから「国連・障害者の十年」終了後の新たな「国内長期行動計画」を策定すべきとの強い意見が出されている。また、我が国は「アジア太平洋障害者の十年」の決議の共同提案国として、この決議に沿った新たな「国内長期行動計画」を策定する必要がある等国際的な動向にも対応していく必要がある。このため当協議会においては、この10年間の取組みを評価し、今後の長期的な障害者対策のあり方について検討を行ったものである

第2章「障害者対策に関する長期計画」及び「『障害者対策に関する長期計画』後期重点施策」の実施状況とその評価

この10年における長期計画の実施状況についてみると、各分野において制度の創設、改正を含めて、着実な施策の進展が図られ、成果が上げられてきたと評価することができる。

昭和57年に定められた「障害者対策に関する長期計画」は、「啓発広報活動」、「保健医療」、「教育・育成」、「雇用・就業」、「福祉・生活環境」の各分野にわたり、推進すべき各種の事項を定めている。また、昭和62年に定められた「『障害者対策に関する長期計画』後期重点施策」においては、「啓発広報」、「保健・医療」、「教育・育成」、「雇用・就業」、「福祉」、「生活環境」、「スポーツ、レクリエーション及び文化施策」、「国際協力」の各分野にわたり、推進すべき事項を定めている。

「国連・障害者の十年」におけるこれら長期計画の実施状況のうち主要な制度の創設、改正についてみると、昭和59年と平成2年の2度にわたり身体障害者福祉法の改正が行われ、身体障害者福祉の理念規定の整備、身体障害者福祉に係る各種の行政権限の市町村への一元化などが行われた。昭和61年には国民年金法、厚生年金保険法の改正が行われ、障害基礎年金が創設された。また、これに伴い従来の福祉手当に代わり特別障害者手当が創設されている。障害者の雇用の促進に関する法律については、昭和59年、昭和62年及び平成4年の3度にわたり法改正が行われ、昭和62年には法律名が身体障害者雇用促進法から障害者の雇用の促進等に関する法律に改正され、同法の対象となる障害者の範囲の拡大などが行われた。さらに、平成4年には、障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約（ILO第159号）が批准された。また、昭和63年には精神衛生法が精神保健法へ改正され、精神障害者の社会復帰のための各種施策が実施されることとなった。教育の分野についても、教職員定数の改善、学習指導要領の改訂など、特殊教育の質的な充実が図られた。また、地方公共団体においても、障害者等の社会参加を促進するために、大阪府、兵庫県等において福祉の観点からの街づくり推進のための条例が制定されるなど、先駆的な取組が行われている。

一方、この10年における障害者自身の自立と社会参加を目指す意識の高まりやこれに向けての努力には特筆すべきものがある。また、障害者団体を中心とする民間諸団体が、さまざまな機会をとらえ行ってきた各種の活動は、障害者を取り巻く諸問題についての啓発と障害者の社会参加の機会の拡大に大きな役割を果たしてきた。こうした障害者自身の側からの取組みにより、障害者に対する社会の関心と

理解がかなり深まってきたと考えることができる。

以上みてきたとおり、各種施策の基盤の整備や市民意識の高揚という観点からは、かなりの成果を上げているといえるが、施策の中にはモデル的に行われているものも多く、その厚みと広がりはなお不十分であり、「完全参加と平等」に向けての緒についたばかりとの意見もある。

また、各種施策の充実が図られる中で、福祉、教育、雇用、生活環境等の施策の相互連携の不十分さ等の残された課題が指摘されているほか、障害の重度化、重複化、障害者の高齢化の進展や障害者による社会参加の進展に伴って新たな課題も生じている。例えば、高齢化等障害者の新たなニーズに対応する福祉施策の推進、重度障害者を中心とした障害者の職業的自立の促進、特殊教育諸学校における児童・生徒の障害の重度化、重複化等への対応、建築物や公共交通ターミナル等における障害者の利用に配慮した設備の整備等の問題もある。

こうした現状を見れば、障害者の「完全参加と平等」を目指すとの観点からは、十分な状態が達成されているとは言えず、今後も一層施策の推進を図っていく必要がある。

第3章 今後の施策推進のあり方

1 新長期行動計画の策定

障害者に関する施策の一層の推進を図るため、政府においては平成5年度から平成14年度までの10年間を想定した新たな「障害者対策に関する長期行動計画」を策定し、その着実な施策展開を図っていく必要がある。この「計画」においては、可能な限り10年間に達成を目指す目標又はプログラムを定めて、関係行政機関においてその計画的かつ確実な実施を図っていくこととすべきである。また、定期的にフォローアップを行い、適宜その実施状況を点検していく必要がある。

また、都道府県や市町村においても、地域の障害者の実情に即した「長期行動計画」を策定するなどにより、各種施策の計画的推進を図ることが重要である。

2 計画策定に当たっての基本的な考え方

我が国の障害者対策は、ライフステージの全ての段階において全人間的復権を目指す「リハビリテーション」の理念と、障害者が障害を持たない者と同等に生活し、活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念のもと、「完全参加と平等」の目標にむけて進められてきた。これまでの10年間の成果を更に発展させるためには、これら理念の実現に向けて、各種施策を着実に進めていく必要がある。ちなみに、国連においては、「完全参加と平等」の定着のために、「万人のための社会に向けて - 啓発から行動へ (Towards a society for all - From awareness to action)」というテーマに基づいて今後の活動を展開していくこととしている。こうした国連における動き等をも踏まえ、「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の理念実現に向け、次の考え方に基づいて今後の施策を推進していく必要がある。

(1) 障害者の主体性・自立性の確立

障害者は特別な存在ではなく、基本的人権を有する一人の人間として最大限尊重されなければならない。このためには、その持てる能力が十分に発揮されることが必要である。すなわち、社会の他の構成員が享受しているものと同等の権利を有し、また果たすべき義務を負い、責任ある個人として主体的に自身の生活を設計し、社会の発展に能動的に参加していくことが期待されている。このため、障害者自身が主体性、自立性を確保し、社会へ積極的に参加していくよう努力することが必要である。同時に、その能力が十分発揮できるように各種施策を推進していかなければならない。

(2) 平等な社会づくり

障害者を取り巻く社会環境においては、物理的な障壁、制度的な障壁、文化・情報における障壁、意識上の障壁があり、障害を受け入れないことが多く、障害者は社会経済活動への参加に当たって様々なハンディキャップを負っている。これまでの我が国の社会は、障害者に対する配慮を十分に行ってこなかった。例えば、障害を理由とする多くの資格制限が設けられているという制度的な問題、公的機関のサービスの利用に際して点字や手話などによるサー

ビスがないため視聴覚障害者が必要な情報の収集・伝達が行えないという情報面での問題、あるいは、障害者を「普通の人々」とは違った、例えば庇護されるべき存在としてとらえる固定的な障害者観に代表される意識上の問題が現存している。こうした障壁により、障害者が就労の機会を制約されるなど、その持てる能力を十分発揮できない状況にある。

障害者は決して障害のない人々と違った存在ではなく、社会の中に障害者が存在し、社会経済活動を行っていくことが正常な社会の姿であり、障害者が各種の社会経済活動へ参加することを阻んでいる現在の社会の姿こそがむしろ問題である。このため、例えば、物理的な障壁を取り除き障害者が公共交通ターミナルや公共施設を利用できるようにしたり、障害を理由とする資格制限等の制度的な障壁を除去するなどにより、障害者が、いかなる障壁もなく各種の活動に自由に参加できる平等な社会づくりを目指すことを政策推進の基本的視点とすべきであり、こうした視点を踏まえて、各種の障壁を除去していくよう努力することが必要である。

こうした努力により、障害者を含むすべての人々がその持てる能力を十分に発揮し、有意義な人生を営むことができる社会をつくっていくことが可能となる。これは同時に、平成4年6月に政府が決定した「生活大国5か年計画 地球社会との共存を目指して - 」に言うところの「生活大国」としての基礎的な条件である。

(3) 市民参加によるノーマライゼーションの実現

ノーマライゼーションの理念を実現していくためには、あらゆる社会経済活動において障害者の参加や利便が配慮されていくことが必要である。

障害者に対する施策は、分野によっては、障害者が現実に有している困難を除去・軽減するため、福祉を担当する行政機関などの専門的な組織やスタッフを中心に、障害者だけを対象とする特別な福祉の捨置として講じられてきた。今後の障害者対策推進に当たっては、障害者のニーズに応じて、こうした福祉の措置を引き続き充実していくことが重要であるが、こうした福祉的な特別な措置のみに依存することは、例えば財政的な制約、スタッフの問題などにより一般的な広がりを持たせるためには種々の困難がある。

障害者の能力が十分発揮できるような社会を作っ

ていくためには、障害者を特別に対象とした措置を講ずるだけでなく、社会の様々な場面の措置がそもそも障害者の参加や利便を前提に考えていくことが必要となっている。例えば、建築物の設計・建築、工場等における作業環境の設計や勤務時間の管理などにおいて、障害者が利用し、働くことを念頭においた配慮を行うことが必要である。商品の開発などに当たっても、障害者の購入、使用を前提とした配慮を行っていくことが必要である。

また、障害者対策については、今後とも行政が中心となって取り組んでいくべきことは言うまでもないが、本当の意味でのノーマライゼーションを実現するためには、住民、企業、団体等社会の全ての構成員が、障害者を取り巻く諸問題を理解し、主体的に取り組むことが必要であり、特に市民が全員参加により取り組んで行かなければならない。

(4) すべての人々に住みよい社会づくり

障害者は、社会の構成員のうちで就労等の社会経済活動への参加において最もハンディキャップが大きいと考えられるが、こうしたハンディキャップを克服し、障害者が住みよい社会をつくっていくことは、全ての人々にとっても住みよい社会をつくっていくことにほかならない。近年、高齢化が進展し、障害を有する高齢者が増加していくなかで、こうした社会づくりに全国的に取り組んで行くことが強く求められている。逆に、こうした取組なしには全ての人々に住みやすい社会を実現することは不可能である。

(5) 障害の重度化・重複化や障害者の高齢化への対応

障害者の中には、障害が重かったり、重複している等その障害の程度によっては、日常生活上の介護を常時必要とする者もあり、特に、重度障害者の割合は増加する傾向にある。こうした重度障害者についても、その自立や社会参加を進めるための各般の施策を進める必要があるが、現実問題として、こうした重度・重複障害者の自立や社会参加は困難な点も多く、常時の援護や保護を受けている者も少なくはなく、こうした中にも、人間的な生活ができるようその生活の質の向上に努めていくことが必要となっている。

社会全体の高齢化に伴い、障害者の高齢化が進んでいる。また、高齢者の中でも障害を有するものが多くなっており、高齢化への対応を進めていくこと

が必要となっている。

(6) 「アジア太平洋障害者の十年」への対応

我が国はESCAP総会における「アジア太平洋障害者の十年」の決議に際して共同提案国となった経緯もあり、次の観点から積極的にこれに対応し、アジア太平洋地域における障害者対策推進において主導的な役割を果たしていく必要がある。

新たな行動計画は「アジア太平洋障害者の十年」をも視野に入れたものとし、その施策充実に一層努める必要がある。

また、アジア・太平洋諸国との協力・交流関係を今後一層深め、これまで我が国が培ってきた経験・技術等をこれらの国々の求めに応じて適切に提供していく必要がある。

3 施策推進のあり方

(1) 啓発から行動へ

「国連・障害者の十年」の活動を通じて障害者に対する社会の認識は深まってきているといえる。しかし、今後の障害者対策の推進を考えるに当たっては、単に問題点を認識するだけでなく、これを踏まえてどのように行動していくかが重要な課題となっている。

(2) 中央、地方を通じた推進体制の確立

国における施策推進体制

障害者対策は広範な分野にわたっているが、その総合的で体系的な推進を図っていくことが重要である。このため、国では、当協議会及び内閣総理大臣を本部長とする「障害者対策推進本部」が設置され、省庁間の連携を図っているところである。今後とも、こうした組織等を活用するとともに、関係行政機関相互の密接な連携を図り、施策の総合的体系的な推進を図っていく必要がある。なお、心身障害者対策基本法の改正を行うべきとの意見も出された。

地方公共団体における施策推進体制

都道府県等においても、地方心身障害者対策協議会が設置されるとともに、多くの都道府県及び指定都市に障害者対策推進本部等が設置されており、今後とも、こうした組織の活用を図る等により、福祉、教育、職業、生活環境等における総合的かつ体系的な施策推進を図っていく必要がある。

また、国と地方公共団体との間における連携の強化を図り、体系的な施策を推進していくことにも留意していかなければならない。

さらに、こうした施策の実施について、障害者自身が心身障害者対策協議会等を通じて意見を述べる機会を保障するとともに、その意見が尊重されるよう配慮されなければならない。

なお、近年地方公共団体が独自の事業の実施により主体的、積極的な取組を進めている例も多く見られ、高く評価される。今後とも、こうした取組が一層推進されることが望まれる。国においては、こうした地方公共団体における取組を後押しするため、地域福祉基金の充実、優良事例の紹介を行うなどの方策を講じるべきである。

市町村については、身体障害者福祉法改正により在宅福祉サービスの提供が市町村において行われ、同法による各種の権限が市町村に一元化されることに典型的に見られるように、今後その役割が一層重要になるものと考えられる。したがって、障害者に身近な存在である市町村は、障害者対策の理念に基づいて、障害者に対する各種の施策の実施に主体的かつ積極的に取り組み、そのニーズにきめ細かく対応していく必要がある。このため、今後、市町村においては、窓口や担当部課の設置及び明確化など体制の整備、担当職員の資質向上やその役割に相応しい財政面の充実に努めていく必要がある。また、行政施策立案に当たっては、障害者等の参加を得る方策についても検討すべきである。

国及び都道府県においても、市町村における施策の実施を支援するため、今後とも財政面をはじめとし各種の支援措置を講じていく必要がある。

市町村の実施体制の相違により、市町村によって行政施策の十分な水準が確保されない、あるいは必要な施策が十分行われなかったといった事態が生じないように、国においては必要に応じガイドライン、基準を示すなどにより支援措置を講ずるよう努めていく必要がある。都道府県においても、福祉、教育、職業等の各分野において市町村に対する指導・支援体制の確立を図り、連携強化に努めていく必要がある。

(3) 市民参加による取組みの喚起

全員参加による取組みを進めていくためには、例

えば障害者の雇用の促進を図る上で、雇用主、共に働く労働者、地域住民などの理解が不可欠であることからわかるように、一般の人々や企業等に対する啓発広報を一層進めていく必要がある。

(4) 高齢化への対応

特に生活面においては、在宅福祉サービスの提供、各種の相談事業など障害者対策と高齢者対策が重複する分野も多く、障害者、高齢者双方のニーズに応えていくために適切と認められる場合には、その施策の効率的な推進を図っていくため、一体的に推進

することが望まれる。このことは、障害者にとっての利益となるだけでなく、高齢者にとっても、障害者対策として培われてきた知識、経験や施設等の各種資源が高齢者対策に生かせる部分も多く、大きな価値を有するものと考えられる。

なお、こうした障害者施策と高齢者施策との連携・一体的推進を図っていくに際しては、障害者の個々のニーズにきめ細かく対応していくことをおろそかにしてはならない。

第2部 各 論

第1章 啓発広報

1 基本的考え方

障害者を含む全ての人々にとって住みよい安全な社会づくりを進めていくためには、国や地方公共団体が障害者に対する各種施策を実施していただくだけでは不十分で、社会を構成するすべての人々が障害及び障害者に対して十分な理解をし、配慮していくことが不可欠である。このため、啓発広報活動は極めて重要であり、積極的に進めていかなければならない。

啓発広報を進めていくに当たっては、次の点を社会の構成員一人一人が十分理解することが必要である。

障害者が社会の中で障害を持たない人々と違った特別の存在としてではなく、障害を持たない人々と同じ社会の構成員であること

障害者は一人の人間として基本的人権を有しており、障害による差別・偏見を受ける理由がないこと

障害者も大きな可能性を有していること

障害者の問題は、すべての人々自身の問題であること

これまでに、「障害者の日」、「人権週間」、「障害者雇用促進月間」、「精神保健普及運動」、「身体障害者福祉週間」、「精神薄弱者愛護月間」等による各種

の啓発広報活動が実施されてきた。また、学校教育においても、心身障害児理解推進校の指定等小、中学校における心身障害児に対する理解、認識を深める教育が実施されてきているところである。このほか、市町村が障害者のための街づくりを行なう「住みよい福祉のまちづくり」事業の実施は、啓発広報活動としても大きな役割を果たしてきた。こうした各種の活動により、障害者対策に対する国民の理解は着実に進んだと評価できる。

2 今後の具体的な方策

(1) 広報活動の推進

啓発広報活動において、テレビ、新聞等のマスメディアによる活動は大変効果的であり、一層の推進が期待される。このため、マスメディア各社の協力を得ながら、計画的に実施される方策を検討すべきである。

「障害者の日」をより有意義なものとするため、一般市民、ボランティア団体等の積極的な参加を求めるとともに、地方自治体、民間障害者団体等との連携の強化を図りながらその活動を進めていく必要がある。「人権週間」においても、引き続き、障害者の人権擁護に関する広報を推進し、「障害者雇用促進月間」、「精神保健普及運動」、「身体障害者福祉週間」、「精神薄弱福祉月間」等における啓発広報活動を更に一層推進すべきである。こうした活動においては、関係者が集まるだけの活動となるケースが多く見られるが、一般の人々の理解を深めるために

できるだけ幅広い人々が参加するような工夫を凝らすことが必要である。

また、住民に最も身近な自治体である市町村が障害者施策の実施に当たり重要な役割を果たしていく中で、「住みよい福祉のまちづくり」事業等、地域ぐるみ、街ぐるみで行う活動は、市町村における気運高揚と“心の壁”の除去につながるものであり、引き続き各市町村が積極的に取り組んでいくべきである。

さらに、「国連・障害者の十年」を記念し、啓発広報や街づくりなど幅広い内容の事業を実施し、国民の障害者問題に対する一層の理解の深化を図り、今後の事業の進展の契機とする必要がある。

(2) 福祉教育の推進

障害者に対する国民の理解を一層推進するためには、幼少時からの啓発広報活動によって障害者に対する偏見をなくすことが重要である。このため、引き続き小、中学校等の学校教育において、障害者に対する理解を深める教育を積極的に推進する必要がある。例えば、継続的な交流教育の推進など障害者と活動を共にする機会を設けるといった工夫も必要である。

また、障害者福祉に関する意識を定着させるため、福祉講座や講演会の開催、ビデオテープ、映画、フィルム等のライブラリー充実等社会一般の理解を深める措置を講ずることが重要である。このほか、啓発広報活動の実施に当たっては、福祉事務所、更生相談所、児童相談所、保健所、精神保健センター等の福祉、保健サービスの実施機関と連携しながら、地域の住民一般に対し、障害者福祉に対する理解と認識を深めるような活動が展開されていくことが望まれる。

(3) ボランティア活動の推進

障害者に対する理解を深めるために、人々が各種のボランティア活動へ積極的に参加できるような方策を進めるべきである。また、ボランティア活動をするという特別な認識を持たなくとも、街で障害を見かけた時にちょっとした気遣い・援助をすることができるようにしていくことが大切である。

また、障害者自身がボランティア活動をし、社会活動に貢献していくことは、啓発広報において大きな役割があり、積極的に推進すべきである。

このため、学校教育、社会教育を始め、生涯学習

の幅広い分野において、人々のボランティア活動に対する理解を深め、活動を支援・推進するよう努めるとともに、企業等による社会貢献活動との連携にも配慮する必要がある。

第2章 教育・育成

1 基本的考え方

(1) 「国連・障害者の十年」の評価

心身障害児の教育については、その可能性を最大限に伸ばし、将来社会的に自立して生活していくことができるように、その基礎・基本を習得させることが最大の目的であり、そのためには、心身障害児一人一人の、障害の種類・程度、能力・適正等に応じて適切な教育を行うことが必要である。

このような考え方のもと、心身障害児に対する教育においては、盲・聾・養護学校のいわゆる特殊教育諸学校、小・中学校の特殊学級、通常の学級（留意して指導）という三つの形態が設けられ、障害の種類・程度等に応じた教育が実施されてきたところである。

これまで、心身障害児に対する教育については、昭和54年度の養護学校教育の義務制の実施、施設・設備などのハード面の整備充実、また、教育内容・方法の改善、教職員定数の改善、特殊教育担当教員の現職研修の充実などのソフト面の充実等その質的充実が図られてきたところである。

また、心身障害児の育成の基本は、障害の早期発見に引き続き、早期療育として適切な治療・指導訓練等を行うことによって心身のよりよき発達を促し、障害を克服して社会生活への参加を図ることにあり、このためには、施設対策及び在宅対策を総合的に推進し、心身障害児及びその家族のニーズへの的確な対応を図ることが必要である。

このような考え方のもと、心身障害児の育成については、各種障害児関係施設の整備を進めるとともに、ショートステイ、心身障害児通園事業（デイサービス）、重症心身障害児通園モデル事業等各種の事業の拡充など、在宅対策を進めてきたところである。

これらの施策の推進と「国連・障害者の十年」の間における社会一般の障害者理解の推進とが相まっ

て、全体として我が国の教育・育成施策については、着実に成果が上がっているものと評価できる。

一方、教育・育成施策の展開に当たっては、教育・福祉・医療・雇用等の連携が不可欠であるが、その点については、まだ、その成果を必ずしも十分に上げているとは言えない状況にある。今後、文部省、厚生省、労働省等の関係省庁が十分に連携して、教育・育成施策の効果的な実施を図っていく必要がある。

(2) 今後の対策の基本的な方向

心身障害児の教育については、昭和54年度に養護学校教育の義務制が実施されて以来、十年余りの期間が経過し、従来学校教育の機会が与えられていなかった多くの重度・重複障害児に就学の機会が保障され、制度として定着してきた。ところが、一方では、特殊教育諸学校に在学している児童生徒の障害の重度化・重複化など、特殊教育諸学校における教育の在り方に対して新たな課題が投げかけられている。

また、特殊学級に在籍している児童生徒の割合は、昭和58年の0.62%から平成4年には0.51%に次第に低下しているなどの状況もあり、心身障害児の教育の在り方が大きな課題となっている。

さらに、小・中学校の通常の学級に在籍している軽度の心身障害児に対する教育の充実も大きな課題である。軽度の心身障害児に対する教育については、これまでの教育施策が、ややもすると重度・重複障害児への対応という面に力点が置かれがちであったため、制度的、組織的な対応が遅れていた分野でもある。特殊教育諸学校及び小・中学校の特殊学級などが一応の整備をみた現段階においては、より軽度の心身障害児に対する教育の充実の問題に関し、早急な対応が強く望まれている。

加えて、学習障害(LD - Learning Disabilities)の問題など新たな課題も出現しており、適切な対応が求められている状況にある。

また、心身障害児の育成については、そのための児童福祉施設は、既に、全体として量的には、一部の地域を除きほぼ需要に応じられる状態になってきているが、障害種別によって地域間格差があり、また、児童一人一人の障害とその能力に応じた適切でより効果的な療育を行うための質的な諸条件の整備は、いまだ十分ではない。在宅対策についても次第

に進んできてはいるが、可能な限り家庭に生活の基盤をおきながら療育を行うという考え方から、一層の充実を図ることが求められている。さらに、施設対策と在宅対策とを、施設体系においても、また現にこれらの施策が行われる地域においても有機的に連携させ、育成対策を総合的な地域福祉対策とする必要がある。

これらの状況を踏まえ、これからの10年を展望した今後の教育・育成施策の展開に当たっては、障害の重度・重複化、多様化等の状況の変化に対応するため、心身障害児の成長のあらゆる段階において、一人一人の障害の特性等に応じた多様な教育・育成の展開を図る必要があり、そのための諸条件の整備に努める必要がある。

また、教育・育成施策の展開に当たっては、心身障害児の成長のあらゆる段階にあつて、関係行政機関の施策が一貫したシステムとして機能するようにすることが必要であり、また、心身障害児の成長の各段階において見た場合にも、関係機関の連携が図られることも必要である。

なお、近年、特殊教育諸学校等への就学を巡っての問題が社会的に注目されており、いわゆる統合教育の問題が関心を集めている。統合教育については、様々な議論が行われているが、障害の状況等を考慮して、できる限り心身障害児と障害のない児童生徒が共に同一の場所で教育を受けるというその趣旨は十分尊重すべきものと考えられる。基本的には、多種多様な障害のある心身障害児を学校教育全体の中で受けとめ、多様な教育を展開することにより、個々の心身障害児に最も適切な教育の場を確保するという考えを踏まえて、適切な就学指導の実現に配慮しながら、その趣旨を実現すべきであると考え。

2 今後の具体的な方策

今後、心身障害児の教育・育成分野においては、心身障害児の成長段階に応じ、以下のような施策の展開を図っていく必要があるが、中には、心身障害児に対する教育の在り方にもかかわる重要な問題も含まれていることから、その実現に当たっては、文部省など関係省庁において中・長期的に検討を行う必要がある。

(1) 早期対応（早期教育・療育）の充実

心身障害児に対して、その乳・幼児期において適切な対応を行うことは、障害によるディスアビリティを補い、望ましい成長発達を図る上で著しい効果があるものであり、0才からの早期対応（早期教育・療育）の充実を図る必要がある。

そのため、特殊教育諸学校の幼稚部等の一層の拡充整備を図るとともに、地域の幼稚園・保育所において受入れ可能な心身障害児については、その受入れの促進に努める必要がある。現在、私立幼稚園については、一定数以上の心身障害児を受け入れた場合には、私学助成上の特別措置を行っており、また、保育所についても、集団保育が可能な程度までの障害児を受け入れた場合に、保母を加配するための助成を行っているなど、その促進を図る施策が講じられているところであるが、さらに、幼稚園及び保育所への心身障害児の受入れを推進するとともに、特殊教育諸学校や特殊学級等を置く小・中学校との連携協力等を図ることにより、幼稚園における早期教育の一層の充実を図っていく必要がある。

心身障害児の育成については、各種障害児関係施設、心身障害児通園事業（デイサービス）、相談機関等を、地域の障害児がその必要に応じ利用できるよう、これら施設等の適正配置、施設等との連携など地域における療育体制の整備を進める。特に、心身障害の早期発見、早期療育にいたる診断、療育を総合的に行う施設の整備に努めるとともに、心身に障害がある幼児のための心身障害児通園事業（デイサービス）の整備を引き続き推進する必要がある。

さらに心身障害児関係施設については、適切な療育が行えるよう、療育方法の普及確立、必要な施設設備、職員の配置等の改善、充実など施設の療育機能の強化充実を図るとともに、その機能が幅広く地域の心身障害児に役立つよう、心身障害児のショートステイの充実などの施策を積極的に推進する必要がある。

また、施設職員をはじめ関係職員の養成・研修を充実するとともに、心身障害児の療育方法に関する国の心身障害研究をはじめ各般の研究を一層推進させる必要がある。

また、心身障害児に対する早期対応においては、とりわけ、家庭の果たす役割が重要であることから、保護者に対する早期からの継続的なサポーティング

システムの整備、そのプログラムの作成を行うとともに、特殊教育センター、特殊教育諸学校、特殊学級等を置く小・中学校、医療機関、心身障害児関係施設、児童相談所等において、心身障害児を持つ保護者が早期から教育相談や指導を受けることができるよう、その体制の整備を図る必要がある。

なお、早期対応については、教育（特殊教育諸学校幼稚部等）・医療（病院等）・福祉（児童相談所、心身障害児通園施設等）などの分野における施策が一貫したシステムとして機能するよう、文部省及び厚生省を中心とした関係省庁が緊密な連携を図るとともに、いくつかの地方公共団体においては既に様々な試みが行われているが、地方公共団体のレベルにおいても、一層の連携協力を図ることが必要不可欠である。

(2) 義務教育段階における心身障害児に対する多様な教育の充実

今後の義務教育段階の心身障害児に対する教育については、心身障害児の障害の特性等に応じた多様な教育の展開を図るという観点からその充実を図ることが重要であり、それを可能とする教育諸条件の整備を図る必要がある。

まず、現在、心身障害児に対する教育は、特殊教育諸学校、特殊学級、通常の学級（留意して指導）の三つの形態で行われているが、通常の学級における軽度心身障害児に対する通級による指導という新たな教育形態の制度面の整備及び充実を図り、多様な教育の展開を図ることができるようになることが必要である。また、それぞれの教育の形態に応じて、教育内容・方法の一層の改善、特殊教育担当教職員の資質能力の向上、心身障害児の教育に係る研究の充実など、その質的充実を今後とも図っていく必要がある。さらに、学校教育全体で心身障害児を受けとめるという観点から、交流教育、人事交流など特殊教育諸学校と小・中学校との連携を図っていくことが重要である。特に、交流教育については、これまで鋭意推進されてきたところであるが、後期中等教育段階を含めて、その機会の一層の充実を図ることは、障害者理解の推進の点からも有意義であることに留意すべきである。

教育の多様な展開を図るに当たっては、上記のような教育諸条件の整備だけでなく、教育措置の柔軟な対応など制度の運用の問題が重要となってくる。

つまり、心身障害児一人一人の障害の特性等の変化に応じた教育措置の柔軟な対応が行われることによってはじめて、最も適切な教育の確保が可能となる。このため、継続的かつ適切な就学相談ができるよう、就学指導の専門性の向上、市町村及び各学校内における就学指導體制の確立、それらを支える特殊教育センターの充実など、就学指導體制の整備を図る必要がある。

また、就学指導基準については、現行の基準が昭和53年に策定されたものであり、その後の社会情勢の変化や科学技術・医学の進歩等により基準と実態が合致しない面が生じているとの指摘もあることに鑑み、心身障害児に対して最も適切な教育の場を提供するという観点から、その見直しを検討する必要がある。

さらに、学習障害（LD）など軽度の障害児についての新たな課題、医療との関係など重度・重複障害児に対する教育の充実・改善の問題、あるいは、聴覚障害児に対するコミュニケーション手段の在り方をはじめそれぞれの障害の特性に応じた教育方法の工夫改善の問題に対しては、今後調査研究を推進し、その教育上の対応を検討する必要がある。

また、特殊教育諸学校に在学している児童生徒の障害の重度化、重複化等の状況に対応するため、医療・療育機関との連携等による就学児に対する療育体制の充実に配慮する必要がある。

（3）後期中等教育段階における特殊教育の充実

義務教育終了後の心身障害児の進路については、その能力・適性や障害の状態等に応じて、特殊教育諸学校の高等部等への進学だけでなく、職業訓練校、福祉施設、授産施設などへの入所、就職など多様な進路が用意されることが基本である。特殊教育諸学校中学部卒業者の高等部等への進学率について見ると平成3年は約75%であり、約10年前の昭和58年の58%に比べ改善されてきてはいるものの、中学校卒業者の高等学校進学率約95%と比較すると十分とは言えない状態にある。また、各都道府県における進学率のアンバランスの問題もある。そのため、養護学校高等部の整備・充実を進めるとともに、高等学校において教育を受けることが可能な者については、国・公・私立高等学校のそれぞれにおいて、その受入れのための条件整備に努める必要がある。

また、高等部における職業教育等については、作

業所、企業等での現場実習及び社会福祉施設等での体験を重視するなど、その教育内容の一層の充実を図る必要がある。なお、必要に応じ、障害児本人だけでなく、教員や保護者についても、作業所、企業等の実地見学が実施されることが望ましい。そのため、各教育委員会、学校においては、職業教育、進路指導の充実とともに、公共職業安定所、職業訓練施設、地域障害者職業センター、各企業等との連携を強化することが重要である。さらに、社会福祉施設においては、障害の程度に応じた療育を進めるとともに、企業との連携等により指導訓練の充実を図る必要がある。

（4）教員及び関係職員の資質能力の向上

心身障害児に対する教育の効果は、教職員一人一人の資質能力に負うところが大きく、その向上を図るためには、教職員の養成・現職研修等を通じた総合的な施策を講じる必要がある。これまで、大学における教員養成課程の充実、平成4年度からの特殊教育諸学校における初任者研修の実施など各種の施策が講じられてきたところであるが、心身障害児に対する教育における教職員の役割の重要性に鑑み、さらに、教職員の養成・現職研修の一層の充実を図る必要がある。また、心身障害児を学校全体で受けとめ、多様な教育を展開するという観点から、すべての教員が心身障害児について正しい理解と認識を持つようにするための教員養成段階を含めた方策、教員の人事配置の在り方について検討する必要がある。

また、心身障害児の育成については、療育内容の向上等心身障害児に対する処遇の質の向上のためには、担い手としての職員の資質の向上が重要であることから、施設職員をはじめ関係職員の養成、研修を推進しているところであるが、その一層の充実を図る必要がある。

（5）高等教育段階における障害児（者）に対する施策の充実

障害児（者）が、その能力・適性等に応じて高等教育へ進むための機会が拡充されることが必要である。これまで視覚障害者及び聴覚障害者を対象とする国立の短期大学が設置されたり、エレベーター、スロープ等施設・設備の整備が行われてきており、また、入学試験の実施に当たっては、大学入試センター試験において、点字・拡大文字による出題、試

験時間の延長、代筆解答などの措置がとられ、さらに、各大学の入学試験においても同様な措置がとられるなどの改善が図られている。今後も、障害者の進学のための確保に関し、受験機会の確保、ボランティア活動等による手話通訳・点訳等の支援体制の確立、必要な施設・設備の整備等、一層の充実を図ることが必要である。

(6) 学校教育修了後及び学校外における学習機会の充実

生涯学習への関心の高まりに伴い、心身障害者についても、学校教育修了後における学習や学校外活動に対する需要が増大しており、このような学習活動を支援するために、地域における学習の場の充実・確保、関連施設の整備等を図り、障害者が地域の人々とともに、地域における学習活動に参加しやすいよう配慮を行うとともに、そのための援助の在り方について検討する必要がある。

(7) 研究の推進及び情報の提供

現在、特殊教育に関しては、国立特殊教育総合研究所、各大学、各都道府県の特教センター等において様々な調査研究活動が行われているが、その成果については、情報にアクセスすることが困難であること等から、十分に活用されていない状況にある。そのため、これら調査研究活動の一層の推進を図るとともに、特殊教育情報について、国立特殊教育総合研究所の機能の向上をはじめとして、特殊教育情報の蓄積、提供を行う体制を整備し、特殊教育情報の有効的な活用を図る必要がある。

また、心身障害については、国の心身障害研究を推進するほか、関係の医療機関、施設等において研究が進められ、研究大会等の場や機関誌等を利用して、研究の交流、発表が行われているところである。今後、心身障害研究をはじめ各種の研究活動の一層の推進を図るとともに、研究成果をより利用しやすいものとする方法について検討する必要がある。

第3章 雇用・就業

1 基本的考え方

(1) 「国連・障害者の十年」の評価

「国連・障害者の十年」は平成4年をもって終了

したが、この十年の間に「ノーマライゼーション」の理念が社会に浸透しつつあり、雇用される障害者数も、年々増加してきたところである。

しかし、実雇用率は平成4年において1.36%と、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に定める法定雇用率（1.6%）と大きく隔たっており、また、障害者の就業率は、一般の就業率を著しく下回るとともに障害者の障害の重度化・高齢化等もあって低下しているところである。

一方、我が国は障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約（ILO第159号）を批准したが、同条約においては「すべての種類の障害者に対し職業リハビリテーションに関する適当な措置が利用できるようにすることを確保すること及び開かれた労働市場における障害者の雇用機会の増大を図ることを目的」とした政策の策定が要請されており、また、来年から「アジア太平洋障害者の十年」を設定することがESCAP（国連アジア太平洋経済社会委員会）総会において決議されている。このため、これら国際的な取り組みと歩調を合わせつつ「国連・障害者の十年」終了後も引き続き、障害者の雇用・就業対策を強化・推進していく必要がある。

(2) 基本的な対策の方向

障害者の雇用対策の進展に伴い、中・軽度の障害者の雇用状況は、相当改善されているものの、重度障害については、なお不十分な面がある。このため、今後も重度障害者に最大の重点を置き、障害者が可能な限り一般雇用で就くことができるよう、障害の特性に応じたきめ細かな障害種類別対策を総合的に講じることを基本方針として、その雇用・就業の場の確保に向けて、着実かつ計画的に施策を推進していくことが重要である。さらに職業能力開発対策の充実等実効ある職業リハビリテーションの措置が講じられる必要がある。

一般雇用で就くことが困難な者については、雇用対策及び福祉対策の緊密な連携のもとに各種授産施設の充実を図るとともに、自営業を含めた多様な就業形態での就業に対する援護措置の充実等が図られる必要がある。

一方、障害者の職業的自立を図るためには、ノーマライゼーションの理念の実現に向けて、社会一般の認識が深まるよう、一層の社会啓発を進めるとと

もに、福祉，教育，生活環境面での諸条件を整えていくことが重要である。このため，障害者の職業的自立のための施策が効率的に推進されるよう労働省，厚生省及び文部省を中心とした関係省庁の緊密な連携を図るとともに，地域レベルにおいて住宅・交通手段の整備等地方公共団体を中心としたきめ細かな対策を講じる必要がある。

また，障害者の雇用を進める上で事業主はもとより労働組合の果たす役割も大きく，障害者の働きやすい職場環境づくりに向けて，事業主が，労働組合その他の関係者の協力を得つつ一体となって取り組んでいくことが重要である。加えて，現に雇用されている障害者については，その雇用の実情を踏まえ，雇用の継続を図るとともに，労働条件面を含む職業生活の質の向上を図ることが重要である。

なお，開発途上国に対してわが国の職業リハビリテーションを中心とした技術協力等を行い，これら諸国の障害者の就労促進に協力するとともに，先進諸国とは政策面での情報交換や相互交流を深める等わが国の国際的地位にふさわしい国際協力に努めていく必要がある。

(3) その他の検討課題

「ノーマライゼーション」の理念に沿って，障害者の職業的自立を進めていこうとする場合，職業に係る現行制度の枠組みそのものに踏み込んだ見直しが必要となることも考えられ，中・長期的課題として検討していく必要がある。例えば，個々の資格制度における取得要件や各種の試験制度における試験方法等について，障害者がその有する能力を十分に発揮できるよう検討が行われることが望ましい。

また，障害者雇用促進法の重度身体障害者の範囲については，就職困難度を含めた職業能力の観点からその範囲の見直しを検討する必要がある。

なお，難病者等についてはその就労に関する諸問題について調査・研究を行い，効果的な施策の推進について検討する必要がある。

2 今後の具体的な方策

(1) 障害種類別対策の推進

障害者全般の雇用状況についてはこの十年において相当進んできているものの，なお両上肢障害者，視覚障害者，脳性マヒ者等の身体障害者，精神薄弱

者及び精神障害者については，その雇用は必ずしも十分に改善されていない状況にあり，重複障害の場合も含め，障害種類別の特性に応じたきめ細かな対策を講じることが重要である。

身体障害者対策の推進

身体障害者については，障害者雇用促進法における身体障害者雇用率制度（以下「雇用率制度」という。）及び身体障害者雇用納付金制度（以下「納付金制度」という。）の積極的活用によって，その雇用状況は全般的に改善してきているが，なお，両上肢障害者，視覚障害者，脳性マヒ者等については，その雇用は必ずしも十分に改善されていないのが実情である。

このため，これらの身体障害者に対する雇用対策については，これまで，職域の拡大を図るためのME機器の開発等の調査研究を実施し，その成果の普及が図られているところであるが，今後，こうした成果の普及に併せ，これら障害者の雇用の場を確保するために第3セクター方式による重度障害者雇用企業及び重度障害者多数雇用事業所の更なる設置促進等，その雇用の拡大のための諸施策を一層推進する必要がある。同時に労働市場の動向に対応し，これら障害者の特性に応じた効果的な職業能力開発のための職業訓練が実施される必要がある。

また，視覚障害者については，従来よりあん摩マッサージ指圧師，はり師，きゅう師の業務に従事している者が多いが，その就業の場が狭まっている等の事情にかんがみ，これら自営業等に就いている障害者についてその就業実態の把握に努め，必要な雇用・就業対策を講じていく必要がある。

なお，コミュニケーションを図る上で困難を有する視覚障害者，聴覚障害者等に対しては，コミュニケーションの円滑化を図るための人的援助その他の援助措置の充実を図ることが重要である。

精神薄弱者対策の推進

精神薄弱者に対しては，昭和62年の身体障害者雇用促進法の改正により，雇用率制度上実雇用率の算定にあたりカウントすることが認められ，納付金制度上も調整金及び報奨金の支給対象となり，その雇用の促進及び職業の安定が進められてきたところである。

また，精神薄弱者の雇用の促進を図るため，こ

れまでに障害者職業訓練校における職業訓練，第3セクター方式による精神薄弱者能力開発センターの育成事業，企業における教育訓練の充実等各種対策が推進され，条件整備が図られてきているところであるが，今後ともこれらの対策を一層推進することが必要である。更にその職域の拡大と職場における定着を図るとともに，社会生活面でのニーズに対応するため，人的援助等のソフト面からの支援体制の整備が図られることが必要である。

精神薄弱者の雇用の円滑化のためには，企業において雇用関係に入る以前に学校教育又は社会福祉施設での指導・訓練において職業人として必要な基本的知識・技能・態度等を身につけるための現場実習が重要であり，その成果もあがってきているところであるが，今後もその充実を図ることが必要である。

また，授産施設と企業との連携による能力開発の充実など，精神薄弱者の特性に配慮した能力開発が推進されることが重要である。

このような，就労のための条件整備のための諸対策の進展に対応して，精神薄弱者に対する雇用率制度の在り方について検討される必要がある。

精神障害者対策の推進

精神障害者については，精神分裂症，そううつ病又はてんかんにかかっている者であって症状が安定しているもの（以下「精神障害回復者等」という。）について職場適応訓練制度の対象とされてきたところであるが，さらに，本年度より，公共職業訓練の対象にもされ，また，本年の障害者雇用促進法の改正により，納付金制度の助成金の支給対象とすることとされたところである。今後においては，精神障害者の雇用の促進のため，勤務形態などの職能的諸条件や医療・福祉機関との連携の在り方などについて検討を行い，雇用行政と福祉行政の連携を図りつつ，必要な施策の充実に努めていく必要がある。

その場合，精神障害者は，他の障害者に比べて，その雇用について社会一般の理解が遅れていることにかんがみ，その社会啓発を推進するとともに，社会復帰施設の整備等の社会復帰対策の充実，公共職業安定所における相談体制の充実等きめ細かな職業相談，職業指導を実施する体制の整備，生

活面からの支援体制の充実等の条件整備を当面図っていくことが必要である。

(2) 重度障害者対策の推進

職業的自立の促進

一般雇用の場に就くことが困難な重度障害者の数は増加しているところであるが，本年の障害者雇用促進法の改正により，重度障害者である短時間労働者については雇用率制度及び納付金制度の対象に加えられ，また，重度精神薄弱者については，雇用率制度及び納付金制度においてダブルカウントされることとなったところであり，今後においては，本改正の内容について事業主に対し周知を図り，その雇用の促進及び職業の安定を図ることが重要である。

重度障害者については勤務形態において配慮を図ることがその雇用の促進に効果的であることから，短時間勤務，在宅勤務，フレックスタイム制などの多様な勤務形態の活用を図ることが必要である。

重度障害者の適職の開発，職域の拡大については，これまで自営業等も含めた障害者の職業的自立の在り方に関する研究も含め，各種の調査研究を実施してきたところであるが，今後については，これらの調査研究の成果を踏まえ，障害者の職業的自立を図るための施策を充実する必要がある。

障害者の雇用対策の中心は引き続き重度障害者対策に置かれるべきであり，これまでも第3セクター方式による重度障害者雇用企業の育成，重度障害者多数雇用事業所の設置促進について推進されてきたところであるが，今後においても，これらの施策を充実強化する必要がある。また，重度障害者の就労の場の確保の在り方を考えるに当たっては，授産施設において入所者の一般雇用の場への就労が十分とはいえない状況がみられることから，これをできる限り一般雇用の場との流動性を持たせるよう，授産施設と企業との連携による能力開発の措置の充実等を図るとともに，雇用の場に就くことが容易となるよう授産施設の柔軟な制度運営を促進することにより，一般雇用への就労の確保に努めることが重要である。

また，重度の障害を持つものの就業を希望する者に対し，障害者の生活に密着した地域レベルにおいて，雇用部門と福祉部門さらには教育部門が

緊密な連携，協力を図りつつきめ細かな職業リハビリテーションを実施するとともに，障害者が働きやすい施設・設備等の職場環境や通勤・在宅等の障害者の職業生活にかかわる社会環境を整備すること等により，障害者の職業的自立を進めることが重要であり，そのための支援策の強化について検討していく必要がある。

一般雇用が困難な者に対する施策の推進

一般雇用が困難な者に対する施策としては，授産施設，福祉工場の整備等を進めてきたところである。今後，授産施設・福祉工場については，その計画的整備，適切な施設利用の確保，職住分離，生産性の向上等により，一層の充実を図ることが重要である。また，作業型デイサービス等の作業施設に対する助成を充実するとともに，雇用対策及び福祉対策の連携を図りつつ，自営業に就く者に対する援護措置の充実方策を検討するほか，重度障害者多数雇用事業所の敷地内において重度障害者に就労の場を提供しつつその能力の開発を進める試みが行われている実態等を踏まえ，多様な就労の場の確保に努めていくことが重要である。

高齢化への対応

今後，働く障害者の高齢化の進展が見込まれるが，高齢化によってその職業能力の低下が懸念される重度障害者については，高齢化した重度障害者のニーズに応じた勤務形態や退職後の生活の場の在り方などについて検討を行う必要がある。

(3) 職業リハビリテーション対策

職業リハビリテーションの推進

障害の重度化が進む中で，職業リハビリテーションについての高度かつ先駆的な調査研究を行うとともに，職業リハビリテーションに従事する専門の職員を養成するための施設として「障害者職業総合センター」が平成3年に開所されたところである。また，地域の民間企業を活用し，職業的自立に必要な生活指導から技能指導を含む総合的・具体的な障害者の職域開発のための援助を行う職域開発援助事業が開始されたところであり，障害者の職業的自立にあたって効果的であると考えられることから，今後についてもその拡大実施を行うことが重要である。

精神薄弱者については，障害者職業訓練校において精神薄弱者の訓練科の充実に取り組んでいるとこ

ろであるが，今後とも精神薄弱者の職業リハビリテーションのための対策を推進していくことが必要である。

精神障害者に関する訓練技法等の調査研究についてはこれまでも講じてきたところであるが，引き続きこれを実施し，その成果を踏まえ施策を充実していくとともに，一般の職業訓練校における精神障害回復者等に対する職業訓練についてもその充実を図ることが重要である。障害の重度化等に伴い，職業リハビリテーションにおいては高度かつきめ細かなサービスが求められているところであり，職業リハビリテーションに係る実践的研究およびその普及の一層の促進に努めるとともに，就労のための基盤整備に資する就労支援機器の開発とその普及促進のための施策の充実を図る必要がある。一方，職業リハビリテーションの有効な実施に当たっては，地域レベルでの職業リハビリテーションの実施体制を充実するとともに，特に雇用と福祉を中心とした関係機関のネットワークづくりを行うなどきめ細かな職業リハビリテーションが実施可能な体制整備を図ることが極めて重要である。また，企業等が行う職業能力開発機会の提供についても援助していく必要がある。

専門職員の養成・確保

職業リハビリテーションに携わる専門職員については，これまでもその養成・確保に努めてきているところであるが，障害種類別対策をさらにきめ細かく講じるためにも，引き続きその養成・確保に努めるとともにその拡充を図る必要がある。

第4章 保健・医療

1 基本的考え方

保健・医療の分野においては，心身障害の発生予防，早期発見及び研究の推進，医療・リハビリテーション医療の推進が重要課題である。心身障害の原因究明のための各種研究の推進を図り，その成果を生かした発生予防，早期発見，早期治療，根本的治療のための各種対策の一層の充実が求められている。また，障害を軽減し自立を促進するためには，リハビリテーション医療が重要な役割を果たしており，そ

の一層の推進を図っていくことが不可欠である。このほか、保健・医療の分野における施策の充実にあたっては、次の点に留意することが必要である。

障害者に対するリハビリテーションは単に運動機能の回復を目指すリハビリテーション医療だけではなく、障害者の自立自助を援助し、全人的復権を目指す医学的、心理学的及び社会的な総合的対応として、全ライフ・ステージにおいて、それぞれの時期における異なるニーズに対応するとともに、地域に密着したリハビリテーションの実施体制を一層充実させていく必要がある。

障害を受けた初期の段階で、本人及び家族に対して障害軽減に係る各種のサービスの紹介、精神的な支援等を行う相談指導體制の充実を図る必要がある。

現状を見てみると、保健、医療、福祉の各分野ごとに各種の施策が講じられているが、こうした施策の実施に当たって、十分な連携が取れているとは言い難く、システム全体としての効率性を高めるために、保健、医療、福祉の各般の施策について有機的連携を図っていくことが重要である。

特に、近年、合併症を有する障害者、内部障害者等定期的な医学的管理を必要とする障害者が増加する傾向にあることから、こうした状況に適切に対応していくためにも、これら施策の有機的連携を図っていく必要がある。

2 今後の具体的な方策

(1) 心身障害の発生予防、早期発見及び研究の推進

障害の原因を究明し、心身障害の発生予防や根本的治療法の確立を図るため心身障害研究等各種研究を一層推進すべきである。また、研究の成果を踏まえ、妊産婦の健康管理対策等の各種予防施策を合わせて推進すべきである。

心身障害研究等においてこれまでも各種研究が進められてきたところであるが、今後とも障害の発生を予防し、根本的治療法等を確立するため、心身障害、精神・神経疾患研究等の研究を一層推進すべきである。特に精神障害、難病等原因究明が十分進んでいない分野については、重点的に研究を推進して

いく必要がある。

また、障害の発生予防、早期発見のために、妊産婦に対する健康教育、健康診査等の保健対策、先天性代謝異常等検査、乳幼児健康診査等、母子保健対策、老人保健法に基づく脳血管障害等成人病予防のための健康診査、健康教育や脳卒中情報システムの整備等各種の健康・保健対策がこれまでも実施されてきたところであるが、今後ともその一層の充実を図っていく必要がある。また、精神障害については、地域における精神保健相談、訪問指導、社会復帰に対する支援、心の健康づくり等の地域精神保健対策を一層推進していく必要がある。

障害の発生を予防するため、周産期医療体制の一層の充実を図るとともに、小児期の事故予防対策や各種の疾病予防対策、交通安全、労働災害防止等の安全対策を一層推進していくことが必要である。また、スポーツ事故による障害が生じている現状にかんがみ、スポーツに係る安全対策を一層進めていくことが必要である。

原因疾患等の早期発見から早期治療・リハビリテーション医療、早期療育や各種の福祉施策への誘導が適切になされていくよう、本人及び家族に対する各種サービスに係る相談指導體制や精神的な支援体制の充実、保健、医療、福祉の各般の施策の有機的連携を図る必要がある。

このほか、障害者の体力づくりと健康増進についても研究を進めていく必要がある。

(2) 医療・リハビリテーション医療の充実

医療・リハビリテーション医療の充実は、障害の軽減を図り、障害者の自立を促進するために不可欠であり、これまで各種医療機関における医療・リハビリテーション医療の充実が図られてきたところであるが、今後とも各種医療機関におけるリハビリテーション医療実施体制の整備、リハビリテーション医療に対する適切な評価等、医学の進歩、疾病構造の変化等社会の変化に即した対応に努めることが必要である。定期的な医学管理を必要とする障害者が増加するとともに、障害に伴う二次障害の発生予防、障害者が身体的特性のために受診が困難なケースに対応するためにも、障害者の健康管理、医療の充実を図るための各般の施策を講じるべきである。

また、近年、CAPD（連続携行式自己腹膜透析療法）等、在宅医療技術の開発・普及が進んでおり、

在宅において必要な医療が受けられるような体制整備を因っていくことも必要となっている。

なお、こうした医療・リハビリテーション医療の充実にあたっては、これらサービスを地域に根ざした形で受けられるようにしていくことが必要である。この際、障害者自身や家族等の関係者に対して合併症や日常生活における留意事項等必要な知識の普及を図っていくことが重要である。

(3) 精神保健対策の推進

精神保健対策については、昭和63年の精神保健法の改正により、精神障害者の人権に配慮した医療の確保、精神障害者の社会復帰・社会参加の促進及び国民の精神的健康の保持・増進を図るための地域精神保健対策の充実が図られているところである。

今後とも、同法に基づき、精神障害者の人権に配慮した医療を確保するとともに、社会復帰対策及び地域精神保健対策を推進することが重要であり、具体的には、次の方策を講じることが必要である。

精神障害者に対し適切な医療の機会が提供できるよう、精神科における救急医療体制、重症な入院患者や身体合併症を有する者等に対する医療体制を確立するとともに、リハビリテーション医療を推進する。

医療法に基づく各都道府県の医療計画において設定される二次医療圏（一般的な入院を主体とする医療需要に対応できる程度の区域）を単位として社会復帰施設の整備を図るなど社会復帰対策を一層推進するとともに、社会復帰施設の運営に関し、他の障害者福祉施設と同様に整備が推進される方策を講じる。また、社会復帰対策における市町村の役割について検討する。

国民の精神的健康の保持・増進を図り、併せて精神障害者の社会復帰を促進するため、保健所、精神保健センター等において精神保健相談の充実、社会復帰に対する支援等地域精神保健対策を一層推進する。

思春期、老年期等のライフ・ステージに応じたきめ細かい精神保健対策を推進する。特に、人口の高齢化等を踏まえ、老人性痴呆疾患治療病棟、老人性痴呆疾患療養病棟及び老人性痴呆疾患センターの整備を促進する。

(4) 専門従事者の確保

これまで述べてきたような保健・医療対策の推進

にあたっては、専門的技術を有する質の高いマンパワーの確保が不可欠であり、その計画的育成を図っていくことが重要な課題である。

これまでに、理学療法士、作業療法士等の各種専門従事者の養成が図られてきたところであるが、今後とも、理学療法士、作業療法士等の専門従事者の計画的育成を推進するとともに、医療ソーシャルワーカー、言語聴覚療法技術者、臨床心理技術者等保健・医療・福祉分野の専門従事者の資格制度の整備を推進することが必要である。また、医学教育及び医師の卒後研修におけるリハビリテーション医学の教育の充実を因っていくことも重要である。

第5章 福祉

1 基本的考え方

障害者に対する福祉施策全般について、障害者の生活の質の向上を図るという観点からその充実に努めていくことが必要であり、その際、次の点に重点を置かなければならない。

障害者の特性・ニーズに応じて介護や特別な処遇を行うなどの必要な施策の充実。

障害者の自立や社会参加促進に必要な施策の充実。こうした施策の実施にあたっては、当事者である障害者自身の選択の幅を広げるなど障害者本人の立場に立った施策の展開に努めるべきこと。

障害者自身の家族形成、家族介助者への援助等障害者の家庭に対する援助施策の充実。

また、身体障害者福祉法による各種権限の市町村への一元化に見られるように、今後は、きめ細かな福祉施策の充実を図る上で、障害者に最も身近な市町村の役割が重要である。こうした福祉の地方化を進めていく中で、障害者にとって住みやすい街づくりを進めていくことが大変重要であり、この際、次の点に留意すべきである。

市町村における実施体制、財政力の充実を図り、これを支援していくこと。

地域住民の理解と参加を得るなど地域に密着した施策としていくこと。

全国すべての市町村が街づくりに取り組むよ

う、要綱、目標、ガイドライン等により国がその推進を図っていくこと。

聴覚障害者のコミュニケーション確保等最低必要とされるシビルミニマムが、全国あらゆる地域で確保されるような基準づくりが必要であること。

「社会連帯」の思想に基づいた新しいコミュニティの形成が不可欠であること。

また、こうした動きに合わせて、従来より中央児童福祉審議会において指摘されている市の区域程度の福祉エリアの構築が重要であるので、その推進を図る必要がある。

2 今後の具体的な方策

(1) 生活安定のための施策の充実

障害基礎年金などの障害年金、特別障害者手当などの各種手当は、障害者の生活を保障する上で大きな役割を果たしており、その充実を図ることは大変重要である。

従来の障害福祉年金に替わって障害基礎年金、特別障害者手当等が創設され、障害者の所得保障の充実が図られている。

今後とも、障害者に対する年金が、障害者の経済的自立において果たしている役割を十分考慮し、その給付額等の充実を図っていく必要があり、同様に特別障害者手当、障害児福祉手当等各種手当についてもその充実を図っていくべきである。

(2) 福祉サービスの充実

障害者が社会生活を送る上での基本的な生活ニーズに対応するため、その障害に応じた各種の福祉サービスの提供が確保されることが不可欠である。特に、ノーマライゼーションの理念の具現化という観点からは、在宅福祉サービスの一層の充実が望まれる。また、精神障害者に対する福祉サービスについては、精神保健法の改正により社会復帰施設の整備等が進んでいるところであるが、今後とも各種施策の一層の充実を図ることが重要である。

身体障害者福祉法の改正により、法律の目的として障害者の自立と社会経済活動への参加の促進が規定されるとともに、法律の対象となる障害者の範囲の拡大、ホームヘルプサービス事業等の在宅福祉サービスの法定化、身体障害者福祉に係る行政の市

町村への一元化等が行われてきた。また、精神薄弱者については、精神薄弱者福祉法の改正によりホームヘルプサービスやグループホーム等の事業が法定化されるなど、在宅対策の充実が図られるとともに、各種施設の整備が進められた。精神障害者については、精神保健法の改正により、法律の目的に精神障害者の社会復帰の促進や福祉の増進に関する規定が設けられたほか、精神障害者社会復帰施設が法定化されたところであり、現在、社会復帰施設の整備等各般の福祉施策が実施されているところである。このほか、各種の障害者福祉施設の整備が進められているところである。

今後とも、次の方針に基づき福祉サービスの一層の充実を図る必要がある。

在宅対策の推進

今後とも、障害者の在宅福祉サービスの充実を図っていくことが必要である。特に、在宅の重度障害者等介護を要する障害者に対するホームヘルプサービス事業、家族の介護負担を軽減するショートステイ事業等の各種の在宅介護事業の充実を図っていくべきである。また、障害者の自立と社会参加を進めるために授産事業、デイサービス事業、視覚障害者に対するガイドヘルパー事業等の充実、身体障害者社会参加促進センター、身体障害者自立支援事業等の各種施策・事業の充実を図るとともに、地域における障害者の自立を支援する体制の整備を進めていくべきである。なお、ホームヘルパー等の在宅福祉サービス事業の従事者の充実を図っていくことは、基盤整備として重要な意義を有することから、その養成研修の充実を図っていく必要がある。

在宅の精神障害者に対しては、今後とも、通所型施設の整備に加え、グループホーム等生活の自立を支援するための事業等の充実が必要である。

また、精神薄弱者に関しては、グループホーム事業や生活支援事業の推進等地域で生活する上で必要な支援を一層充実することによって、その就労や自立した地域生活への援助を図るとともに、個人の障害の程度や特性に応じた望ましい処遇の在り方の研究を推進していく必要がある。

施設対策の推進

障害者に対する施設サービスについても、在宅福祉サービスに合わせて、その充実を図っていくか

なければならない。

多種にわたる施設種別を統合整理し、障害の特性や障害者のニーズに応じた施設体系を確立し、各地域で利用しやすい施設の整備を進めていくことが重要である。特に、授産施設等の通所施設やデイサービスセンター、福祉ホーム等の地域における利用施設の整備・充実を図っていく必要がある。施設の運営に当たっては、リハビリテーションの充実、利用者の生活の質の向上を図るとともに、ノーマライゼーション推進の観点をも踏まえた適正な運営が行われるように努めるべきである。このため、施設の専門的諸機能の地域社会への開放を一層進める必要がある。また、地域の既存の公共施設を障害者の作業訓練、レクリエーション等の地域における利用施設として活用することを検討すべきである。総合リハビリテーションセンター、総合療育センターや医療から職業までの一貫したリハビリテーションを実現するための施設の広域的整備を図っていくとともに、福祉行政と労働行政・教育行政との連携を図りつつ、必要な施策の充実に努める必要がある。

さらに、精神障害者については、今後とも、他の福祉施設との均衡にも配慮しつつ、援護寮、福祉ホーム等社会復帰施設の整備を促進すべきである。

障害者団体の活性化及び専門職員等の養成

障害者団体は、これまでに相談指導事業等各種事業を実施し、障害者の福祉向上に大きな役割を果たしており、今後とも引き続きこれら団体の活動を活性化する方策を講じていく必要がある。また、身体障害者相談員等の相談員についても、障害を負った初期の段階においてこうした相談員が本人及び家族の精神的な支えとなる等重要な役割を果たしており、今後ともその活動の活性化に努めるべきである。さらに、精神障害者及び精神薄弱者においても、当事者としての活動を活性化するための方策が必要である。

福祉施策の充実に図っていくためには、その担い手である専門職員の資質向上を図ることが必要である。このため、社会福祉士、介護福祉士等の養成を進めていくとともに、医療ソーシャル・ワーカー、臨床心理技術者等保健、医療、福祉分野の専門従事者の資格制度の整備を推進する必要

がある。また、点字奉仕員、専門的知識を有するテクニカル・ボランティア等のボランティアの養成、確保、口話の専門家、歩行、日常生活行動等の訓練にあたる専門家の養成を進めるとともに、その資格化について検討を進めていくことも重要である。さらに、こうした専門職員が働きがいを持てるような工夫を検討するとともに、手話通訳者については頸肩腕の障害が多発しており、これらの障害に対する対策を講ずる必要がある。

権利の擁護

精神薄弱者等自己の意思表示の困難な障害者に係る権利をいかに擁護していくかが喫緊の課題となっており、そのための制度の在り方について検討を進めていく必要がある。

障害による資格制限

精神障害、視聴覚障害等障害を理由とする各種の資格制限が設けられているが、こうした制限が障害者の社会参加を不当に阻む障害要因とならないよう、必要な見直しについて検討を行っていくべきである。

(3) 福祉機器の研究開発・普及

福祉機器は障害者の自立、社会参加の可能性を高めるとともに、介護者の介護の労力の軽減にも資するものであり、積極的な研究開発を進めていくべきである。研究開発は、障害者のニーズや介護者のニーズに対応するとともに、障害者の生活の質を高めるとの観点から行う必要がある。

これまでに国立身体障害者リハビリテーションセンターにおける研究開発体制の整備や技術研究組合医療福祉機器研究所、財団法人テクノエイド協会の設立等福祉機器研究開発体制の充実が図られてきたところである。

今後、一層の研究開発・普及を進めていく必要がある。このため国立研究機関等における研究開発体制の整備と研究開発の推進を図るとともに、民間事業者等が行う研究開発に対する助成を進めていくべきである。また、開発された福祉機器の試験評価体制を整備し、試験評価も合わせて推進する必要がある。

普及を一層進めるために、関係機関における専門職員の確保、相談担当職員等の研修、重度障害者による福祉機器の活用事例の紹介等を行うほか、今後とも補装具や日常生活用具として障害者のニーズに応じた機器の給付が適切に行われるよう努めるとと

もに、これ以外にも優良機器の普及を促進する方策について検討を進めていく必要がある。

さらに、障害者への福祉機器に関する情報の提供を推進するために、福祉機器に関する展示・相談窓口の整備、福祉機器情報のネットワーク化等を進めることも重要である。

現在、福祉機器の開発は、厚生省、通産省等において行われているが、これら関係省庁相互の連携強化を図り、所要の法的措置を講じ、より効率的な開発普及を推進していくべきである。

第6章 生活環境

1 基本的考え方

(1) 「国連・障害者の十年」の評価

建築物、道路、交通ターミナル等における物理的な障害の除去、情報収集、コミュニケーションに当たったのハンディキャップの軽減を図ること等の生活環境面における各種の改善は、障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための基礎的な条件であり、一層の改善を図ることが必要である。そして、こうした生活環境面での改善の推進は、政府、地方自治体、民間事業者、国民全体が一体となって取り組むべき課題である。

障害者の利用に配慮した施設・設備等生活環境面での改善は、普通のものに比べて、その整備等に要する費用が高い。このため、一面から見れば社会全体にとっては負担増となる。しかし、こうした整備等により障害者の自立と社会経済活動への参加が進み、障害者の能力が十分発揮されるようになれば、社会全体にとって利益の増加につながるという面があることを考え合わせなければならない。

昭和58年から始まった「国連・障害者の十年」は、わが国の障害者施策の進展において大きな役割を果たしてきた。生活環境の分野においても、この10年の間に施策が大きく進展している。

例えば、「身体障害者の利用を配慮した建築設計標準」、「公共交通ターミナルにおける身体障害者用施設整備ガイドライン」等に沿った建築物及び交通ターミナル等の整備が進められている。また、一部の地方公共団体において障害者に対する配慮を定め

た条例制定が進められるとともに、各種の整備指針、ガイドラインの整備が進められている。

現在、公的機関の設置する建築物や、公共交通ターミナル等で、新築されるものや大規模な改築が行われるものについては、障害者用設備を整備するのが一般的となっている。他方、民間機関が設置する建築物や既存の建築物についてはまだ十分な改善が行われているとは言えず、全体から見れば整備は部分的であり、障害者が一人で街を歩くのに十分な状態ではないと言わざるを得ない。

情報提供について言えば、情報提供のための施設の整備や手話通訳士の制度化が行われ、また、放送の分野において障害者に配慮した番組の放送時間数がわずかつつではあるが増えつつあるなど一定の成果が認められる。しかしながら、障害者のニーズを十分満たしていると言える状況ではない。

(2) 基本的な施策のあり方

障害者の利用に配慮した各種の施設・設備整備等障害者に対する各種の措置が普遍的に講じられていくためには、これら措置が障害者のために特別に行われる福祉的措置として講ぜられることは適当ではなく、一般的な措置がそもそも障害者に対する配慮を前提として行われるべきである。こうした基本原則ではどうしても対応できない場合に限って、障害者に対する特別な福祉的措置として講ぜられるべきものとする。

また、障害者の利用に配慮した施設整備等障害者に対する各種措置の実施に当たっては、ハード面での整備に加えて、民間事業者を含めた国民全体がその必要性に対する理解を深め、社会的に支持し、協力することが非常に重要である。こうしたソフト面での改善は、ハード面での整備を補うだけでなく、ハード面での整備を進めていくための基盤でもある。このため、学校教育における青少年期からの意識の啓発、一般市民に対する啓発広報活動への更なる積極的取組等により、市民意識の高揚を図っていくことが必要である。

さらに、障害者に対する各種施策相互の調和を図り、総合的に見て障害者が住みよい社会を実現しなければならない。例えば、今後の福祉行政の担い手である各市町村における障害者の「住みよいまちづくり」を行う事業等の推進を図るとともに、特定の地域を選び、建築物、道路、交通ターミナル等にわ

たる総合的なモデル街づくりの実施を進めていくことも検討すべきである。

(3) 財政的負担に係る考え方

現実問題として、障害者の利用に配慮した施設・設備の整備等生活環境面での改善を進めることは、民間事業者にとってみれば負担増の要因となっており、こうした負担増を民間事業者だけで負担することには実際上の困難がある。このことが障害者の利用に配慮した各種の施設・設備の整備等が進まない主要な原因となっていると考えられる。他方、こうした整備等を国・地方自治体の補助金のみで賄うことは、その財政上の制約から、限定的な福祉的措置とならざるを得ず、その普遍的な整備等を図っていくことは困難である。このため、こうした費用は、社会全体で負担することが必要であり、国・地方自治体が補助金、融資、税制等において必要な措置を講じるとともに、民間事業者、国民一般が社会連帯の意識に基づき皆で負担していくべきであると考えられる。

2 今後の具体的な方策

(1) 建築物の構造の改善

建築物における物理的な障害の除去等の障害者の利用に対する配慮は、障害者の自立と社会参加を促進する上で不可欠である。ノーマライゼーション理念の具現化のためには、障害者の利用を十分可能とするという方針に基づいて施策を進めていくことが必要である。

これまでにも、公的施設等が新築される場合や大規模な改築が行われる場合には、障害者の利用に配慮した施設・設備の整備等が進んでいる。また、国の庁舎については、建設省において、障害者等に配慮した「建築設計基準」を定め、整備を行っており、既存施設についても障害者等への対策を目的とした高齢者・身障者対策施設整備を昭和53年度より積極的に推進している。さらに、建設省による「身体障害者の利用に配慮した建築設計標準」の策定等が行われているほか、一部の地方自治体で障害者の利用への配慮について規定した条例が制定されるとともに、各種の要綱、指針等による基準が整備されるようになってきている。

今後、障害者の利用に配慮した建築物の整備につ

いては、次のような基本的方向に沿って進めていく必要がある。

障害者の利用に配慮した建築物の整備を積極的・効果的に推進していくために、できる限り法律、条例によりその実施を担保するよう努めるべきである。

国文は地方自治体の設置する建築物については、障害者の利用に対する配慮を行うことを原則とする。

不特定多数の人々が利用する建築物で新築されるものについては、障害者に対する配慮を積極的に進めていくことが必要である。このため、地方自治体による条例の制定等の取組の状況を踏まえつつ、建築物の整備に当たっての基準を整備していく必要がある。また、この基準達成のために各種の誘導施策を実施するとともに、その基準達成のための指導体制を確保していくことが重要である。

一方、既存の建築物については、障害者の利用頻度等を勘案して、適宜目標、又は計画を立て、順次改善を進めていくことが必要である。

基準の整備を進めていくに当たっては、次の点に留意するものとする。

基準の策定に当たっては、最低レベル、標準レベル、優良レベル等多様なレベルを設定する。

これらの基準に基づいた整備を担保する手段についても、それぞれのレベルに応じて、法的に行うべきもの、指針で推奨するもの、また、全国的に統一すべきもの、地域ごとに定めるべきもの等多様に対応することが必要である。

各省庁や地方自治体がそれぞれ独自に決めている基準のうち、統一する必要があるものについては、できるだけ統一する。

地域の実情の変化等を踏まえ、必要に応じ、基準の見直しを行う。

基準の作成及び見直しに当たっては、障害者団体を始めとする関係各方面の意見聴取を行う。

基準に従った建築物の整備推進のため、具体的、効果的措置を講じていかなければならない。

(2) 住宅整備の推進

ノーマライゼーションの理念を具現化し、障害者が地域で生活していくためには、障害者の住宅が適切に確保されることが必要であり、住宅確保のため

の施策の充実が望まれる。

これまでに障害者の身体的特性に配慮した公営住宅の整備が進められるとともに、公的な融資制度においては心身障害者同居世帯等に対する割増貸付等の措置が講じられてきた。また、障害者の身体的特性に合わせるために住宅改造を行う場合においても、公的な融資が行われている。

今後とも身体障害者を始め、精神薄弱者、精神障害者の障害別の特性・ニーズに応じた障害者向け公営住宅の整備を促進するとともに、障害者の身体的特性等に対応させるための住宅改造に対する融資等の助成制度を活用するなど、障害者の住宅確保に積極的に取り組むことが必要である。

また、障害者が生活する世帯に対する近隣住民の理解、協力を得るなど地域社会との融合に配慮した障害者向け住宅の整備の推進や住宅に関する相談体制の充実を図るとともに、住と職が同じとなる自営業者等についても配慮することが必要である。

(3) 移動・交通対策の推進

障害者の社会参加の機会増大や行動範囲の拡大に伴い、障害者の移動におけるハンディキャップの軽減を図ることが重要な課題となっている。

これまでに、交通ターミナルにおけるエレベーター、エスカレーター、障害者用トイレ、誘導警告ブロックの設置、改札口の拡幅、利用しやすい車両の導入等障害者に対する配慮について、各種ガイドラインに基づいて順次実施されているほか、視覚障害者誘導用ブロックの敷設、歩道の段差の切り下げ、斜路式立体横断施設の整備等障害者に配慮した道路構造の改善が行われている。また、リフト付きバスの運行、障害者用に改造された自動車への助成、ガイドヘルパーの派遣等各種の移動対策が実施されている。

さらに、移動・交通に係る経費負担について、一般利用者との均衡等にも配慮しつつ、必要な軽減措置が講じられてきたところであり、今後とも引き続き配慮していく必要がある。

エレベーター、エスカレーターの設置等障害者への利用に配慮した交通ターミナル、車両等の整備を始めとする移動・交通対策について、次のような基本方針に基づいて今後とも積極的に進めていくことが必要である。

新築又は大規模に改築される公共交通ターミ

ナルについては、従来より、エレベーター、エスカレーターの設置等障害者の利用に対する配慮が行われてきたところである。既存施設については、エレベーター設置のために土地の買収等を必要とするケースが多いことから、その改善が困難な状況にある。また、リフト付きバスについても、バス運行事業そのものの経営状況が良くないという事情等もある。しかし、こうした施設やバスの運行についても、障害者の利用を拡大するとの観点から、計画的に整備・改善を進めなければならない。このため、地域の交通実態、障害者の利用の状況、交通事業者の経営実態、施設・設備の整備に当たっての構造上の問題等を総合的に勘案し、施設整備や障害者の交通手段確保に当たっての達成可能な目標を定め、これに従って計画的かつ効果的に整備を進めていく具体的な方策について検討すべきである。

障害者に配慮した交通ターミナルにおけるガイドラインを適切に見直すことが必要であり、その際、視聴覚障害者の安全確保や音声による誘導等に十分配慮するとともに、バスにおける障害者に対する配慮等に努める必要がある。また、各省庁や地方自治体において独自に定めているガイドラインについて、必要に応じ統一化を図っていく必要がある。

交通ターミナルにおける障害者、特に視聴覚障害者に対する適切な情報提供、駅員による適切な対応や介護体制の充実等障害者の利用を容易にするソフト面での配慮を一層充実させるべきである。

道路における歩道等の歩行環境の整備等においては、歩道の段差切り下げを進めるとともに、切り下げに当たっての車道と歩道との適切な段差の確保、視覚障害者誘導用ブロック上への自転車放置の防止等障害者が安全で快適に歩行できる空間の確保に努めるとともに、信号機等の交通安全施設における障害者の利用に対する配慮を一層進めることが必要である。

改造自動車購入の援助、ガイドヘルパー等各種の移動・交通手段サービスの普及・充実にも努めるべきである。

障害者が安心して移動するためには、例えば

交通ターミナル等の利用者が障害者に対し進んで必要な援助を行う等、社会全体の理解と協力が重要であり、そうした環境づくりに積極的に取り組むことが必要である。

(4) 情報提供の充実

障害者、特に視聴覚障害者は、その障害により情報の収集、コミュニケーション確保に大きなハンディキャップがある。的確かつ十分な情報の収集やコミュニケーションの確保は、障害者の能力を生かし、自立と社会参加を促進するために不可欠である。

また、障害者がこうした現実の困難を有していることを一般国民に十分認識してもらうために、障害者のコミュニケーション手段である点字、手話等を一般の人々に認識・理解してもらうことが重要である。

従来、情報提供に当たっては、精神薄弱者本人に対する十分な配慮がなされてこなかったが、今後は精神薄弱者にも分かりやすい情報提供について十分な配慮を行うべきである。

障害者に対する適切な情報提供・コミュニケーションの確保を考えるに当たって、特に、裁判、入学試験、選挙等の公民権の行使にかかわるもの、災害、医療等生命にかかわるもの等基本的な人権にかかわるものについては最低限確保されるべきであると考ええる。

障害者に対する情報提供としては、点字図書館、ビデオライブラリー等の整備が進められてきたが、平成2年の身体障害者福祉法の改正により、こうした施設が視聴覚障害者情報提供施設として法律に位置づけられている。また、テレビなどの放送番組においても文字多重放送（字幕放送を含む）、音声多重放送等障害者に配慮した放送番組の充実が図られてきている。コミュニケーションの確保の面では、手話通訳士資格の制度化が行われるなど手話通訳の充実が図られてきたところである。

今後とも、放送事業者の協力を得て、文字多重放送、音声多重放送の活用等視聴覚障害者に配慮した放送番組の一層の充実を図っていくことが必要であり、そのための具体的方策について検討を進める必要がある。また、点字図書、字幕付きビデオ等視聴覚障害者に対する情報提供サービスについては、今後とも引き続きその充実を図っていくことが必要である。

選挙における基本的な権利行使に当たり障害者の特性に配慮した十分な情報提供が行われるようにしたり、病院等命にかかわる場合等における手話通訳士派遣を充実すること等により、最低限必要なコミュニケーションを確保するための各種措置を講ずるべきである。また、公共サービスにおける点字、録音物による広報、窓口での手話通訳等の障害者への配慮を引き続き行っていくことが必要である。

近年、情報処理・情報通信技術の進展に伴い、障害者が利用可能な情報処理・情報通信機器の開発が進んでいるが、障害によるハンディキャップを克服する手段としてのこうした機器の開発を一層推進すべきである。

このほか、聴覚障害者に対する電話伝達サービスの実施、聴覚障害者用の字幕ビデオ作成に係る著作権の運用改善を図り、また、情報収集、コミュニケーションの確保に係る費用負担については、一般利用者との均衡等を配慮しつつ、軽減措置に努めることが必要である。

(5) 防犯・防災対策の推進

障害者が安心して在宅生活や社会生活を送るためには、障害者に対する犯罪、事故等の発生を防止するための防犯対策や地震、火災等の災害による被害を防ぐ防災対策が適切に講じられていることが必要である。特に、障害者にとってハンディキャップのある災害情報等の情報の伝達や、災害発生時における迅速な避難誘導が適切に行われるような措置を講ずることが重要である。

これまでに、ファックス110番、緊急通報装置の給付など緊急通報システムの整備が行われるとともに、自主防災・防犯組織の整備等地域における防災・防犯体制の充実が図られてきた。同時に、各種の施設においても防災設備の充実が図られてきたところである。

今後とも、住民による自主防災組織の形成及び協力体制の確立等、地域における住民、消防署、警察署等による防災・防犯ネットワークの確立に努めていくことが重要であり、この際、障害者に対する防災・防犯知識の普及及び災害時・事故時における障害者への援助に関する知識の普及に努めることが必要である。

緊急通報システムの整備、ファックスによる障害者側から消防、警察等への緊急通信体制の一層の充

実を図るとともに、障害者に対する災害時・緊急時の情報伝達、避難誘導方策の在り方について今後とも検討を進めていくことが必要である。

このほか、障害者の生活施設や障害者が居住する住宅等における障害者の特性に配慮した防災設備の整備・充実、犯罪や事故の発生を警戒・防止するための民間の防犯システムの普及を図って行くことが必要である。

第7章 スポーツ・レクリエーション及び文化

1 基本的な考え方

スポーツ・レクリエーション及び文化活動への参加機会の確保は、障害者の社会参加の促進にとって重要であるだけでなく、障害に対する社会の理解を得るための啓発広報活動としても重要である。また、これら活動は障害者の生活を豊かにするものであり、積極的に振興を図ることが必要であり、特に、スポーツについては、障害者の健康増進という視点からも有意義である。

これまでに各種の障害者スポーツ大会が開催され、障害者が利用しやすいスポーツ・レクリエーション施設の整備が進められているところである。

2 今後の具体的な方策

今後とも、障害者のスポーツ・レクリエーション及び文化活動の一層の振興を図るべきである。

このため、地域においてスポーツ・レクリエーション、文化活動に参加することができる施設の整備を進めるとともにその質的充実を図るべきであり、同時に、障害者のスポーツ、文化活動を適切に指導できる指導員及び審判員等の人材養成を図る必要がある。

障害者のスポーツの振興に当たっては、自分の記録に挑んだり、技を競い合う競技スポーツと同時に、レクリエーションや、交流を楽しめるようなスポーツも積極的に振興すべきである。スポーツ・レクリエーション活動を実施するに当たっては、障害の種別を越えた連帯を図るとともに、町内会、婦人会、

老人クラブ等との共同開催も進める必要がある。また、聴覚障害者を始めとする障害者の一般の大会への参加を促進すべきである。

さらに、障害者の文化活動の振興に当たっては、啓発広報につながる展覧会等を積極的に開催するとともに、障害者だけでなく、一般市民も加わった芸術祭活動等障害の種別や有無にこだわらない全国的な文化活動の振興を図る必要がある。また、障害者の文化活動を援助していく具体的な方策を検討すべきである。

第8章 国際協力

1 基本的な考え方

我が国は国際社会の一員として、障害者問題の分野においても積極的に国際協力を推進していくことが必要である。特に、1993年からの10年間は「アジア太平洋障害者の十年」であり、障害者団体間の交流、政府や民間団体による各種協力の実施等によるこれら地域への協力に重点を置くべきである。また、リハビリテーション・インターナショナル(RI)、障害者インターナショナル(DPI)、世界ろう連盟(WFD)、世界盲人連合(WBU)等、民間団体間においても国際交流が進められているところであり、今後とも一層その推進を図っていく必要がある。

教育、雇用、保健医療、福祉等の各分野において、我が国の成果を発展途上国を中心とする諸外国に提供する技術協力などの国際協力を推進することにより、これら諸国における障害者施策の推進に貢献していくとともに、先進諸国とは共同研究、政策面での情報交換や相互交流を進める等我が国の国際的地位にふさわしい国際協力を努めていく必要がある。

これまでに、政府レベルでは、国際協力事業団、国際厚生事業団等による研修員の受入れ、専門家の派遣、中国肢体障害者リハビリテーション研究センター等プロジェクト方式技術協力等が実施されてきたほか、日米障害者会議など民間団体による各種の交流・協力が行われてきたところである。

2 今後の具体的な方策

今後とも、国際交流・協力を一層推進するため、わが国の取組の在り方を検討するとともに、ネットワークづくりや推進体制の整備により、リハビリテーション技術の交流、情報の交換、技術指導者の養成などの交流・協力を一層推進していく必要がある。特に、アジア太平洋地域における交流・協力を積極的に取り組み、これら地域における障害者対策推進に当たって、主導的な役割を果たしていくべきである。なお、この場合、相手国の実態やニーズを十分把握するとともに、援助を受ける国の文化を尊重し、その国のニーズに応じ柔軟に対応することが垂

要である。

また、現在、国連や各種の国際的な非政府機関を中心として、障害者問題についての行動計画やガイドラインの作成等の取組が行われているが、こうした取組に積極的に参加していくことが必要である。この際、障害者団体の意見が反映されるように配慮すべきである。さらに、我が国の国内施策を積極的に諸外国へ紹介するとともに、各国の施策の現状に関する情報の収集、提供等に努めていくことも必要である。

さらに、これまでも行われてきた障害者による国際交流を今後とも一層推進するとともに、国際的に活躍できる障害者の養成を図っていくことも重要である。

結 語

以上、「国連・障害者の十年」における障害者施策の実施状況の評価及び今後の長期的な障害者施策の推進方策について、意見をとりまとめた。政府においては、当協議会の意見を十分尊重し、速やかに今後十年の行動計画を策定するとともに、関係省庁において、その具体的実施について検討するよう要

望する。

また、地方公共団体、障害者関係各団体、企業、労働組合、団体、マスメディア及び国民各位においても、今後とも一層障害者施策の推進に積極的に行動し、協力されることを強く希望するものである。